

	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	<p>「輸出貿易管理令第4条第2項の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める貨物（案）」において、既に化審法施行令（第1条第14号）に規定されていた物質（2, 2, 2-トリクロロ-1, 1-ビス（4-クロロフェニル）エタノール）は、追加する必要がないのではないか。</p>	<p>本告示は、ストックホルム条約の履行の観点から、同条約の附属書A又は附属書Bに掲げる物質を定めているものです。今般、ストックホルム条約の附属書Aとして追加が決定された「ジコホル」は、2種の異性体が存在し、その両方が条約における規制対象物質となります。このため、化審法施行令に定められていたジコホル（2種の異性体の一つであり、同条約附属書Aに該当することとなった物質）も含めて告示に追加するものです。</p>
2	<p>「PFOA関連物質」については、指定対象範囲の検討が続いているため、今回の改正には含まないということですが、改正作業を早急に進めてください。</p>	<p>PFOA関連物質につきましても、可能な限り速やかに対応いたします。</p>
3	<p>輸出入の申請等を行う法人事業者等の法人番号は取得するようにされたい。</p>	<p>外国為替及び外国貿易法に基づく申請手続に係る法人番号の記入については、電子申請においては導入されているところですが、今後とも、必要に応じて法人番号の利用を検討してまいります。</p>